

平成25年

第2回市議会定例会 議案第8号

函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正  
について

函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成25年6月12日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を  
改正する条例

函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（平成2年函館市条例  
第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第91条第3項の省令」を「第91条第1項の農林水産省  
令」に改める。

附則第2項中「延滞金の」の後ろに「年14.6パーセントの割合お  
よび」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本  
銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定  
められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合  
をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）  
第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を  
加算した割合をいう。以下同じ」に、「その年中においては、当該特例  
基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるとき  
は、これを切り捨てる。」を「その年（以下「特例基準割合適用年」と  
いう。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特  
例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を  
加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準  
割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年  
7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」

に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

#### (提案理由)

延滞金の割合を引き下げる等の延滞金の見直しを行い、および規定を整備するため